

避難者受入マニュアル(案)に対する意見及び考え方について

1 複合災害

	意見の概要	考え方
1	地震等の自然災害との複合災害の場合、受入市町村では、地震対応で手いっぱいとなり、広域避難の受入まで手が回らない可能性がある。	計画の前提としては、新潟県原子力災害広域避難計画と同様に「PAZ及びUPZでは防護措置がとられるが、UPZ外では、降雪を含む自然災害による影響がなく原子力災害に対する防護措置も発生する状況ではない場合」としています。
2	複合災害になった場合、避難元市町村の避難者の受入れとともに避難先市町村の住民の避難所を別に確保できるのか心配である。	計画の前提としては、新潟県原子力災害広域避難計画と同様に「PAZ及びUPZでは防護措置がとられるが、UPZ外では、降雪を含む自然災害による影響がなく原子力災害に対する防護措置も発生する状況ではない場合」としています。 複合災害時の避難については、県も含め今後の検討課題と考えます。
3	避難の受入れに手が回るのか不安。 冬であれば、正直受入れは難しい。 積雪時に震度6強の地震が起きれば、スキー客が年間100万人以上来るので、そのスキー客をどう避難させるかで手いっぱいとなる。 PAZ・UPZの避難者も雪でたどり着けないことも想定される。	計画の前提としては、新潟県原子力災害広域避難計画と同様に「PAZ及びUPZでは防護措置がとられるが、UPZ外では、降雪を含む自然災害による影響がなく原子力災害に対する防護措置も発生する状況ではない場合」としています。 冬季は積雪の状況により、県外避難を含めた受入先の変更も想定され、国・県・市町村の広域的な訓練等による検証が課題であると考えます。
4	受入可否を判断したいが、複合災害などの場合、当市のキャパや状況を超えて、追加の要請や自主避難も考えられ、対応には課題が多い。 (避難経由所運営マニュアル4ページ)	当マニュアルは、国・県の計画を基本に作成しているため、計画の前提としては、新潟県原子力災害広域避難計画と同様に「PAZ及びUPZでは防護措置がとられるが、UPZ外では、降雪を含む自然災害による影響がなく原子力災害に対する防護措置も発生する状況ではない場合」としています。 県からの緊急時の避難住民の受入れ要請に対して、避難先市町村は避難所開設の準備状況等を勘案して、受入可能人数や施設の状況を県に報告することになります。避難先市町村で受入できない避難者については、他の県内市町村での受入れ調整が行われ、それでも調整がつかない場合は、国及び近隣県に支援要請が行われます。
5	国などと意見交換しても雪の問題について、伝わっていないのではないか。 豪雪地域の実情は大変だと思うので、もっと豪雪に対して国に勉強してもらいたいと感じている。	冬季は積雪の状況により、県外避難を含めた受入先の変更も想定され、国・県・市町村の広域的な訓練等による検証が課題であると考えます。

## 2 避難受入体制全般

	意見の概要	考え方
6	大規模な災害の経験がないため、避難所の開設経験が乏しく、今後、避難所運営方法について見直していかないといけない。	避難所の開設・運営については、研究会としても検討材料として市町村の声を聞いていきたいと考えます。
7	避難所の開設経験に乏しく、正直なところ、避難経路所、避難所の開設に不安を感じている。	避難経路所、避難所の開設・運営については、国・県・市町村の広域的な訓練等による検証が課題であると考えます。
8	職員数が足りなく、避難者の受入れに対応できる職員の確保が困難な現状であるが、見直したなかでやっていきたい。 他県から避難所対応や業務継続のための職員数の確保について協定を結びたいと相談がある。 新潟県内でも県内市町村間や近隣県間で協定を結ぶのが現実的ではないかと考えている。	緊急時における人員確保や人員体制また広域避難や広域連携等については、国・県・市町村の広域的な訓練等による検証が課題であると考えます。
9	UPZ市町村から受け入れる避難者と、PAZ市町村から通過する避難者との区別がつか。	PAZの住民は全面緊急事態(EAL3)で避難、UPZの住民は放射性物質放出後に実測により避難する地域を特定し避難となり、避難のタイミングが異なります。 PAZ・UPZの避難のタイミングなど、県民に対する原子力防災教育の充実や国・県・市町村の広域的な訓練等による検証が課題であると考えます。 (R3年12月3日修正)
10	PAZ・UPZの住民が避難した際に報道があると思うが、当自治体の住民が冷静でいられるかどうか。 自分たちは避難しなくて大丈夫かと役場に電話が相当数あることが予想され、PAZ・UPZ住民の避難に影響する可能性がある。	迅速な避難には、避難先市町村住民の理解が大切になりますので、県民に対する原子力防災教育の充実や国・県・市町村の広域的な訓練等による検証が課題であると考えます。
11	施設の統廃合等により、今後、避難所の指定の見直しが必要になる。 その際、避難者の受入れ人数が減少する可能性がある。	当初のマッチングから年数が経っていますので、避難先の避難所の定期的な確認、検証は今後必要だと考えます。 その際は、受入のマッチング全体として、PAZ人口とUPZ人口を合わせた避難者の最大想定数を収容できるかという観点で新潟県、県内自治体の皆さんと連携して検討する必要があると考えます。

12	今後できる施設は広いスペースを確保でき、避難経由所に適している。	時間の経過とともに避難経由所に適した施設の増減が起きるため、定期的な確認、避難ルートや避難経由所の機能などについて国・県・市町村の広域的な訓練等による検証が課題であると考えます。
13	避難経由所に、福島県民が新潟県内に避難する際の避難経由所が入っていないため、含めることはできないか。	個々の避難計画を踏まえ、避難ルートや避難経由所の機能などを検討しながら、避難経由所の設置について国・県・市町村の広域的な訓練等による検証が課題であると考えます。
14	物資は県が用意するとなっているが、そもそもの経費は誰が負担するのか。職員の人件費や施設等、災害時の経費は莫大になるが、受入市で全てを負担するのは難しい。 (避難所運営マニュアル2ページ)	災害対策基本法第92条から第95条に基づき、災害時の広域避難に伴う経費については、原則、避難元自治体、県、国で負担することになります。また、予防的に備蓄した物資のうち、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金の対象となるものについては、国の支援対象となります。
15	福祉避難所の利用料は誰が負担するのか。	災害対策基本法第92条から第95条に基づき、災害時の広域避難に伴う経費については、原則、避難元自治体、県、国で負担することになります。また、予防的に備蓄した物資のうち、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金の対象となるものについては、国の支援対象となります。
16	避難計画や受入計画といった上位計画を作成していない中で、先行して避難受入マニュアルを作成できるのか。根拠や位置付けはどのように考えればよいか。	「新潟県原子力災害広域避難計画」及び国の「原子力災害発生時等における避難者の受入れに係る指針」に基づいています。
17	避難元が作成することを想定したひな型か、避難先が作成することを想定したひな型か、あるいは双方のためのガイドライン的なものか位置づけをはっきりさせた方がいいのでは。	避難元と避難先が協議のうえ作成し、共有するものであるため、双方のためのマニュアルと考えます。
18	各マニュアル(案)はまだ課題がある中、受入自治体等でマニュアルを作成する段階には至っていないため、「マニュアル(案)たたき台」と表記していただいた方がありがたい。	当マニュアルは、昨年8月のサマースクールで案をお示しし、11月の県内各地のブロック会議等で市町村をはじめ、国・県など関係機関と協議をしながら避難受入れの考え方を整理したものです。本マニュアルは、現時点における避難受入れの考え方及び具体的な対応等をまとめたものであり、課題については関係者と共有し、今後随時更新を行っていく予定です。

19	各マニュアル(案)はまだ課題がある中、受入自治体等でマニュアルを作成する段階には至っていないため、本マニュアルを整理するにあたり、明らかになった課題や問題点を、手順項目ごとに一覧にまとめてほしい。	現時点における避難受入マニュアルについての課題は、この一覧表にとりまとめています。 当マニュアルは、昨年8月のサマースクールで案をお示し、11月の県内各地のブロック会議等で市町村をはじめ、国・県など関係機関と協議をしながら避難受入れの考え方を整理したものです。 本マニュアルは、現時点における避難受入れの考え方及び具体的な対応等をまとめたものであり、課題については関係者と共有し、今後随時更新を行っていく予定です。
20	避難先の市町村との意見交換ができていないので、今後、意見交換を進めていく必要があると感じている。 避難経路所で避難所を紹介する際に地図が必要だが、それもできていない。	避難元と避難先でマニュアルの具体化に向けた意見交換を進めていただきたいと思います。
21	広域的な訓練とは何を指しているのか。この前のような県訓練を指しているのか、市町村研究会として避難訓練を実施するのか。	県訓練による広域避難訓練を指しております。市町村研究会で避難訓練を行う予定はありません。

3 スクリーニングポイントと未検査者の対応

	意見の概要	考え方
22	スクリーニングポイント周辺に住んでいる我々UPZ外の住民もUPZの避難者と同様にスクリーニングを受けることはできるのか。	当マニュアルは、国・県の計画を基本に作成しています。 UPZ外については、計画上記載はありませんが、UPZ外でも放射性物質が拡散する可能性はあり、実測で放射線量が基準値以上観測された場合、UPZと同様の対応となります。
23	避難経路所では、スクリーニング未検査者の検査も必要になると考える。	スクリーニング未検査者の取扱いについては、国・県・市町村の広域的な訓練等による検証が課題であると考えます。
24	スクリーニングポイントを通らないで経路所に来た人達の対応が心配。 もし、避難経路所や避難所でもスクリーニングや除染をすることになるのなら、除染後の水や廃棄物の処理をきちんとしてもらえるのか心配である。	当マニュアルは、国・県の計画を基本に作成しています。 スクリーニング未検査者の取扱いなどについては、国・県・市町村の広域的な訓練等による検証が課題であると考えます。

25	避難元自治体から避難経路所に来てもらった。 避難経路所と避難所の役割を果たせるのか、また、スクリーニングをすり抜けるなど想定外のことが起きた場合に対応できるのか心配している。 国・県や避難元自治体との話し合いで解決していく必要を感じたので、支援をお願いしたい。	当マニュアルは、国・県の計画を基本に作成しています。 避難経路所、避難所の開設・運営については、県も含め今後の検討課題と考えます。 スクリーニング未検査者の取扱いなどについては、国・県・市町村の広域的な訓練等による検証が課題であると考えます。
26	スクリーニングポイントを通過せずに避難経路所に来所した車両の対応方針について、明文化した方がよい。 ※明文化できない場合は、このような課題を別記一覧でまとめ、別途検討していく必要がある。	当マニュアルは、国・県の計画を基本に作成しています。 スクリーニング未検査者の取扱いなどについては、国・県・市町村の広域的な訓練等による検証が課題であると考えます。

#### 4 避難経路所

	意見の概要	考え方
27	避難経路所の開設期間が「概ね数日から1週間程度」と言い切れるか心配。(避難経路所運営マニュアル1ページ)	OIL2において1週間程度内の一時移転と定めている原子力災害対策指針を基準にしています。
28	避難経路所の受付事務の配置職員数(最低人数)は2名では少ないのではないか。(どのようなオペレーションかにもよるが) (避難経路所運営マニュアル6ページ)	受付の業務内容から2名以上必要と考えており、例示として配置職員数を記載していません。避難者数や受入先市町村の職員体制により変動する可能性があります。今後、国・県・市町村の広域的な訓練等による検証が課題であると考えます。
29	他県の防災訓練では、避難経路所において避難者はバスから降りて、スクリーニングの有無の確認や避難所の案内を受けていたが、避難経路所マニュアルは車から降りないドライブスルー方式を考えているのか。 その際の受付業務のオペレーションをどうするのかを具体的に記載した方がいいのでは。	このマニュアルではドライブスルー方式を考えています。 個々の避難経路所の形態については、国・県・市町村の広域的な訓練等による検証が課題であると考えます。
30	避難経路所訓練を行ってみて、受付事務2名は少ないと感じた。 今回の訓練では、柏崎市、刈羽村あわせて120名ほどがバスに分乗し来られた。受付はコミュニティ単位で計4つの受付を作り、それぞれの受付に2名配置した。バスで一気に住民が受付に来たので混雑したが、自家用車避難ではもう少し時間的余裕はあるのかなと思う。 今回の訓練には受付8名、建物の入口から受付までの誘導に3～4名、受付後の誘導に3～4名、駐車場入口、駐車場内の会場整理に十数名配置し、合計30名で行った。 今回の訓練では、事前に行くことは決まっていたし、誘導も事業者がうまくやってくれたので、特に困ったことはなかった。	今回、避難経路所の受付訓練により得た課題や教訓について情報共有していただき、今後、受入マニュアルの修正に反映します。

31	<p>県訓練ではバス避難者に対して避難経由所の訓練を行ったが、実際の避難ではバスより自家用車避難が多いと思われる。 その際、避難経由所の業務を役割を担えるか心配である。</p>	<p>避難経由所の開設・運営については、国・県・市町村の広域的な訓練訓練等による検証が課題であると考えます。</p>
32	<p>避難経由所では夜間の受付も行う場合、交代要員も必要となる。 会場の大きさや受付期間の長期化により必要な人員は増加することが考えられる。 避難先自治体の職員だけでは運営は難しいと考える。 県訓練では避難元市町村職員や事業者職員の協力を得ることができたが、災害時に協力を得られるのか心配である。</p>	<p>緊急時における人員確保や人員体制また広域避難や広域連携等については、国・県・市町村の広域的な訓練等による検証が課題であると考えます。</p>
33	<p>「あらかじめ避難先市町村に送付している～避難者台帳」はいつ送付されるのか。 それ以外の地域からの避難者に対してはどう対応するのか。 (避難経由所運営マニュアル1ページ)</p>	<p>避難者台帳の送付のタイミングとしては、避難者受入マニュアルに関する避難元・避難先の協議時や決定時になると考えます。 当マニュアルは、国・県の計画を基本に作成しているため、それ以外の地域からの避難者への対応については、国・県・市町村の広域的な訓練等による検証が課題であると考えます。</p>
34	<p>避難所に職員をさくことができない可能性があるため、簡易避難者カード(初期受付用)は、避難経由所で配布した方が避難所で混乱しないのではないかと。</p>	<p>避難経由所では、避難所への早期避難を最優先に迅速な対応が重要と考えています。 そのため、簡易避難者カードは避難者が落ち着く避難所で配布、記入していただくこととしています。 避難者情報の収集については、国・県・市町村の広域的な訓練等による検証が課題であると考えます。</p>
35	<p>実際の原子力災害では複数の市町村で被害が出ることが予想され、その際、避難者の名簿を取りまとめ、県等にあげていくなど全体でとりまとめが必要となるが、デジタル化して共通の規格で行う必要がある。 実際、住民が記入した文字は読めないことも多い。マイナンバーカードを読み取る形で避難者情報を収集しないと広域災害に対応できない。</p>	<p>現在、国において、避難者情報の効率的な収集・活用についてICT化を検討しています。</p>
36	<p>家族が別々に避難経由所に避難すると別々の避難所を案内する可能性がある。 そのため、避難経由所の通過者の情報が必要になるかもしれない。</p>	<p>避難経由所では、避難所への早期避難を最優先に迅速な対応が重要と考えています。 そのため、簡易避難者カードは避難者が落ち着く避難所で配布、記入していただくこととしています。 避難者情報の収集については、国・県・市町村の広域的な訓練等による検証が課題であると考えます。</p>
37	<p>避難所にはコミュニティごとに割り振ることになっているが、そこに区長がいると運営がスムーズになるが、避難経由所で単純にコミュニティの人数だけで避難所を割り振ると、区長がいない避難所ができてしまう恐れがある。</p>	<p>避難所運営を見据えた避難のあり方については、県も含め今後の検討課題と考えます。</p>

38	避難経路の様式(様式2 避難経路受付票)は自家用車向けだと感じる。バス避難者に対してはバス1台につき、1行の記入でよいのか。	バスによる避難は、自家用車で避難できない方がコミュニティ単位ごとに乗車、避難することを想定しており、避難経路受付票の記入については、自家用車による避難者の対応と同様に考えております。様式の見直しについては、県訓練で実際に使用した市町村からの意見を踏まえ検証が必要と考えます。
39	県訓練のため、避難所の地図を作成し避難経路所で配布したが、住民に情報が伝わる地図となっていたか心配。広域避難のマッチングはできているため事前に避難所の地図は作成可能であるため、どういう情報を盛り込むべきなのか検討したいと考えている。	迅速な避難ができるよう、避難所の周知方法については、国・県・市町村の広域的な訓練等による検証が課題であると考えます。
40	「3 避難住民の受付方法」中、「(1) 避難所ごとの～」の前置に、(1)として、「受付方法は、「乗車したままで行う方法」、もしくは「降車して行う方法」のいずれかを各自治体の実情に応じ、選定する。」を追記してほしい。(避難経路所マニュアル4ページ)	御意見を参考にマニュアルに反映します。
41	「4 避難車両への対応」中、(2)を「3 避難住民の受付方法」に移動してほしい。(避難経路所運営マニュアル5ページ)	御意見を参考にマニュアルに反映します。
42	《レイアウト例》について、「乗車したまま行う方式」のレイアウト例であることを追記してほしい。(避難経路所運営マニュアル5ページ)	御意見を参考にマニュアルに反映します。
43	「6 配置する職員の業務」中、「1 受付事務」の摘要に「スクリーニング検査済証の確認」を記載した方がよい。(避難経路所運営マニュアル6ページ)	摘要欄の「受付業務」にスクリーニング検査済証の確認も含めて考えています。受付業務の業務内容を明確にするため、避難経路所受付票【様式2】にスクリーニング検査済証の確認方法を記載します。
44	「6 配置する職員の業務」中、「2 情報連絡調整事務」の摘要に「市町村災害対策本部との連絡調整」を追記した方がよい。(避難経路所運営マニュアル6ページ)	御意見を参考にマニュアルに反映します。
45	避難経路所受付票【様式2】の安定ヨウ素剤についての確認項目は、避難経路所での安定ヨウ素剤の対応については検討課題であるため、( )表記にしてはどうか。(避難経路所運営マニュアル9ページ)	避難経路所で安定ヨウ素剤の配布を受けているかどうかの確認は必要と考えております。安定ヨウ素剤の配布を受けていない人に対する対応等の課題については、県も含め今後の検討課題と考えます。

5 避難所、福祉避難所

	意見の概要	考え方
46	避難対象者はPAZ、UPZ内の住民でよいか。 PAZ、UPZ以外からの避難者は想定していないのか、想定するのならなんと呼称するのか。 (避難所運営マニュアル2ページ)	当マニュアルは、国・県の計画を基本に作成しているため、避難者受入マニュアルの避難対象者としては、PAZ、UPZの住民で避難指示や一時移転指示を受けた住民が基本となります。 現時点では、PAZ、UPZ以外からの避難者など避難指示や一時移転指示を受けていない住民については本マニュアルの対象としては想定していません。その方々の対応については、国・県・市町村の広域的な訓練等による検証が課題であると考えます。
47	自主避難者の定義を行う。 (避難所運営マニュアル2ページ)	「自主避難者への対応」との記載がありましたが、自主避難者の対象がわかりづらい表現でしたので、記載を修正します。
48	避難所に入らない屋外避難者の食糧・物資を提供することになっているが、食糧・物資はどこに依頼すればよいのか。	避難所及び屋外での避難者の食糧・物資は、避難元市町村から県に要請し、避難所に直接搬送することとしています。 (避難所運営マニュアル 2ページ) (新潟県地域防災計画 50ページ「県は、市町村から避難所、屋内退避所等において必要となる飲料水、飲食物及び生活必需品等の調達等への協力要請を受けた場合、又は状況等から判断して必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給(貸)与、事業者等への物資の調達要請を行う。」)
49	避難所ルールを作成する際は、避難先の避難所の状況が個々に違うため避難先と協議が必要。(避難所運営マニュアル3ページ)	御意見を参考にマニュアルに反映します。
50	避難所運営マニュアル 4ページでは、避難者を主体とする避難所運営組織を立ち上げるとなっているが、当自治体での避難所運営の経験では、住民が行政に依存し、様々な要望・要求する状況である。 マニュアルのように避難所運営組織を立ち上げることは可能なのか。	新潟県地域防災計画、新潟県原子力災害広域避難計画に基づき、記載しています。 (新潟県地域防災計画49ページ) (新潟県原子力災害広域避難計画4-12ページ「避難元市町村、受入市町村は、避難元の町内会、自主防災組織等の協力を得て、避難所の運営を行う。」)
51	運営組織は予め避難元の自治体で構築されているとの認識でよいか。	新潟県地域防災計画、新潟県原子力災害広域避難計画に基づき、記載しています。 (新潟県地域防災計画49ページ) (新潟県原子力災害広域避難計画4-12ページ「避難元市町村、受入市町村は、避難元の町内会、自主防災組織等の協力を得て、避難所の運営を行う。」)
52	避難所運営マニュアルの避難者名簿(様式4)の情報を集約した「避難者台帳」の様式も必要ではないか。	避難者台帳の整備については、自然災害での避難所運営などを参考にして、国・県・市町村の広域的な訓練等による検証が課題であると考えます。

53	<p>避難所をすぐ開設できない場合、避難経由所が一時的な避難所になることも考えられる。 その際、体調を崩す方が出る可能性もあるので、今回の県訓練では、避難先市町村職員が同行し、避難経由所での待機時間等に避難者の声掛けを行った。</p>	<p>避難所の開設が間に合わないなど、緊急時の避難経由所のあり方については、県も含め今後の検討課題と考えます。 また、避難に同行する職員については、避難所運営マニュアル1ページで「避難元市町村は、住民の避難とともに避難先市町村に職員を同行させ、県及び避難先市町村と連携し、避難所の適切な運営・管理に協力する。」としていますが、同行職員の業務等については、国・県・市町村の広域的な訓練等による検証が課題であると考えます。</p>
54	<p>県訓練では、避難元市町村職員が同行したので、避難されてきた避難元市町村の住民は安心できたのではないかと。災害時にも避難元職員の同行があると、避難元の情報伝達など避難者の安心感につながると考える。</p>	<p>同行職員の業務等については、国・県・市町村の広域的な訓練等による検証が課題であると考えます。</p>
55	<p>避難が長期化すると、買い物などの問題が出てくる。 避難者は土地勘のない場所に避難し、バス避難者だと買い物するにも足がないということを経験した。福島県からの避難者の受入れで実体験した。 買い物マップを準備しておくといよい。</p>	<p>避難の長期化による課題については、県も含め今後の検討課題と考えます。</p>
56	<p>福祉避難スペースや福祉避難所の対象者(基準)が市町村ごとに異なることから、整理が必要と考える。</p>	<p>福祉避難スペースや福祉避難所の対象者については、自然災害時の運用を踏まえて避難元・避難先で確認、協議していただき、今後の国・県・市町村の広域的な訓練等による検証が課題であると考えます。</p>
57	<p>福祉避難所については、自治体ごとに受け入れまでの手順や受入れ要件などに差異があることから、新たに「5 福祉避難所の課題解決に向けた対応」として、関係自治体(県、避難元・先市町村)が要配慮者の避難について、十分な事前協議と調整を図っていく旨の対応方針を明文化した方がよい。 (福祉避難所設置・運営マニュアル 第1 福祉避難所の概要)</p>	<p>御意見を参考にマニュアルに反映します。</p>
58	<p>福祉避難所の対象となる要配慮者の避難について、本マニュアルでは避難経由所→避難所→福祉避難所というルートで入所することとなっているが、福島第一原子力発電所事故の際、二次避難などで体調を崩す方がいたことを考慮すると、できるだけ経由地を少なくする避難方法の検討が必要と考える。</p>	<p>最終的な避難先に迅速に避難できるよう、避難のあり方については、県も含め今後の検討課題と考えます。</p>
59	<p>福祉施設が、福祉避難所の設置運営に要した費用の請求先を決めておくことが必要と考える。</p>	<p>必要に応じて、避難元・避難先で検討すべきことと考えます。</p>
60	<p>当市では要配慮者を要介護4、5とし、個別の避難計画を作成し、事前に避難先をマッチングしている。 マニュアル案の要支援1からだとかかなりの数になり、避難先の確保が難しい。</p>	<p>福祉避難所設置・運営マニュアル6ページに記載の対象者は目安を記載しています。 福祉避難室や福祉避難所の対象者については、自然災害時の運用を踏まえて避難元・避難先で確認、協議していただき、今後の国・県・市町村の広域的な訓練等による検証が課題であると考えます。</p>

61	<p>「4 福祉避難所等の利用区分(例)」とし、5ページ「(3)要配慮者の特徴と配慮事項【妊産婦】の下に記載。 (福祉避難所設置・運営マニュアル6ページ)</p>	御意見を参考にマニュアルに反映します。
----	---	---------------------

6 その他の意見

	意見の概要	考え方
62	<p>避難訓練の参加者の感想では、バスがスムーズに来てくれるのか心配する声が多かった。 今回は、一般住民の避難であったが、要配慮者の避難がスムーズに行くのか、自家用車の渋滞、降雪時の避難について心配の声があった。 避難経路所については、スムーズだったという声があり、今回訓練をしなかった避難経路所から避難所への移動や避難所での動きについてどのような動きになるのかとの声があった。受入市町村とどう訓練をするのか一緒になって考えていく必要があるため、県には来年度以降の訓練について、早め早めの準備をお願いしたい。</p>	市町村研究会として、引き続き県に来年度以降の訓練について、早めに市町村と協議するよう要望していきます。
63	<p>各種マニュアルの様式で、作成後に県や避難元市町村に報告する様式には、【避難先市町村→県・避難元市町村】と記載してあった方が分かりやすい。</p>	御意見のとおりですので、様式に反映します。
64	<p>緊急時、記入しやすいように様式の記入欄を大きくした。 また、避難先市町村は避難元の地名の読み方がわからないと思うので、フリガナをふった。</p>	御意見を参考に様式に反映します。
65	<p>「本市(町村)災害対策本部」は「避難元本市(町村)災害対策本部」で統一したほうが良いのではないか。 (避難所運営マニュアル、福祉避難所運営マニュアル)</p>	御意見を参考にマニュアルに反映します。
66	<p>避難先市町村における情報連絡体制(イメージ図)を明記した方が良い。 (避難経路所運営マニュアル、避難所運営マニュアル)</p>	御意見を参考にマニュアルに反映します。